

平成 28 年 4 月

教育委員会定例会会議録

日 時	平成28年4月28日 (木) 午前10時00分～11時00分
場 所	教育委員会 会議室

平成28年4月 豊田市教育委員会 定例会 会議録

開会日時 平成28年4月28日(木) 午前10時00分
閉会日時 平成28年4月28日(木) 午前11時00分
場 所 豊田市役所 教育委員会 会議室(東庁舎6階)

■ 出席委員

教 育 長	福 嶋 兼 光
教育長職務代理者	加 藤 直 樹
委 員	豊 田 彬 子
委 員	藤 田 由美子
委 員	神 崎 恭 紀

■ 説明のために出席した職員

1 : 教育行政部	教育行政部長	宮川 龍也	
	教育行政部副部長	大谷 哲也	
	教育政策課長	佐藤 英之	
	文化振興課長	久野 賢児	
	文化財課長	森 泰通	
	スポーツ課長	杉山寿美雄	
	図書館長	堀野 強	
	美術館副館長	伊藤 達也	
	2 : 学校教育部	学校教育部長	山本 浩司
		学校教育部副部長	太田 庸介
学校教育課長		鈴木 直樹	
教育センター所長		杉浦 俊孝	
青少年相談センター所長		久野 友士	
学校づくり推進課長		竹内 寧	
保健給食課長		奥村 洋	
3 : 社 会 部	社会部長	塚本 誠	
	生涯学習課長	南 良明	
4 : 子 ども 部	子ども部長	曾我部一郎	
	子ども部副部長	杉坂 盛雄	
	保育課長	村中 正史	

■ 事務局：書記

教育政策課副課長	大久保英幸
教育政策課指導主事	藤谷 公寿
教育政策課担当長	古井祐巳子

■ 傍聴者： なし

議事日程

1 開 会

2 前回会議録（3月定例会）の承認について

3 議 事

番 号	案 件
議案第9号	豊田市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について
議案第10号	豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について
承認第1号	臨時代理の承認について 豊田市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等の特例を定める規則の一部を改正する規則について
承認第2号	臨時代理の承認について 豊田市美術館管理規則の一部を改正する規則について

4 その他報告事項

(1) 審議会結果報告について

① 豊田市文化財保護審議会

(2) 事業計画及び収支予算の報告について

① 公益財団法人豊田市文化振興財団

② 公益財団法人豊田市体育協会

③ 株式会社豊田スタジアム

④ 公益財団法人高橋記念美術文化振興財団

⑤ 公益財団法人豊田市学校給食協会

5 閉 会

平成28年4月

豊田市教育委員会定例会議事録

1 開 会

福嶋教育長：ただいまから平成28年4月豊田市教育委員会定例会を開会します。

2 前回会議録の承認について

福嶋教育長：前回会議録の承認を行います。

前回会議録につきましては、お目通しをいただくために事前に送付いたしました。委員の皆様からのご意見等の連絡はありませんでしたが、この内容でご異議ありませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、前回会議録を承認します。

3 議 事

福嶋教育長：議案第9号「豊田市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

議案第9号について、担当課から説明をお願いします。

学校教育課長、説明

内容：豊田市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に関し、必要な事項を定めたい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

私から確認ですが、この施行は公布の日からでよいのでしょうか。

鈴木 課長：公布の日から施行しますが、実際にネットワークによる個人情報の連携を行うには、あと1年かかると聞いています。ですから、転入者等の個人番号を所得証明書の代わりとして利用できるのは、平成29年7月以後の予定です。

福嶋教育長：それでは、施行日を平成29年7月1日にしないでよいのでしょうか。条例も規則も施行された状態で、便利ですからその制度を使わせてください、となったら困りませんか。

神崎 委員：附則に「この規則は公布の日から施行する。」とありますが、公布の日はまだ決まっていないということでしょうか。

福嶋教育長：「公布の日から施行する。」とありますから、通常は議決後、速やかに公布し

ますが、例えばこの規則が有効に動き出すのが平成29年7月になるのであれば、施行日を明確に書いておいたほうが良いと思います。

竹内 課長：個人番号の利用について、情報のやり取りは執行機関単位で行うこととなります。例えば教育委員会が市内在住者の住民票関係情報や、市町村民税関係情報を取得するには、市長部局から情報をいただくということになります。ですので、市内在住者の分については、今すぐにでも市長部局と情報をやり取りできる状況にあります。ただし、転入者等については、情報を自治体同士のネットワークにより、やり取りすることになるのですが、この情報ネットワークシステムは現在、国が整備を進めており、平成29年7月頃の完成予定となっているため、それ以降でないとは他市町村とは情報連携できないということになります。

以上のことから、施行の日は公布の日からとさせていただきます。

今回、条例では14事務が挙げられていますが、全て同様に、公布の日から施行することになっています。

福嶋教育長：議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、議案第9号は原案のとおり可決します。

福嶋教育長：続きまして、議案第10号「豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」を議題とします。

議案第10号について、担当課から説明をお願いします。

文化財課長、説明

内容：豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の辞任に伴い、新たに委員を委嘱したい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質問なし

福嶋教育長：議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、議案第10号は原案のとおり可決します。

続きまして、承認第1号「臨時代理の承認について」、豊田市教育委員会の所

管に属する職員の勤務時間等の特例を定める規則の一部を改正する規則についてを議題とします。担当課から説明をお願いします。

文化財課長、説明

内容：豊田市近代の産業とくらし発見館に正規職員が配属され、新たな勤務形態が生じたことから、教育長の臨時代理により所要の規則改正を行ったので、承認を得たい。

福嶋教育長：3月の内示により、正規職員が配置されることに伴う規則改正の報告です。3月31日までに規則改正の必要が生じ、臨時に教育委員会議を招集することも一つの方法ではありましたが、形式的な改正でありますので、教育長の臨時代理により決定させていただいたことによる報告です。
説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質問なし

福嶋教育長：承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、承認第1号は原案のとおり承認します。

続きまして、承認第2号「臨時代理の承認について」、豊田市美術館管理規則の一部を改正する規則についてを議題とします。担当課から説明をお願いします。

美術館副館長、説明

内容：美術館観覧料に「年間観覧料」を新設することに伴い、観覧料還付の基準を修正する必要が生じたことから、教育長の臨時代理により所要の規則改正を行ったので、承認を得たい。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、質疑を許可します。

私から確認しますが、例えば震災が発生し、半年間、美術館が開館できなくなった場合、「その他教育委員会が特別の事由がある」と認め、還付率を定めて年間パスポートの方に還付をするということですか。

伊藤副館長：はい。おそらくそのような対応になると思います。相当の期間にわたり影響が出るような場合につきましては、その都度対応を検討します。

福嶋教育長：それでは、承認第2号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員異議なし

福嶋教育長：異議もないようですので、承認第2号は原案のとおり承認します。

4 その他報告事項

福嶋教育長：次に、その他報告事項に移ります。

(1) 審議会結果報告について、①豊田市文化財保護審議会について、説明をお願いします。

文化財課長、説明

内容：三箇のアラカシの名称変更について協議したこと、藤岡民俗資料館の登録有形文化財(建造物)の申請、旧松本家長屋門の一般公開等について報告した。

福嶋教育長：説明が終わりましたので、ご質問等がありましたらお願いします。

質問なし

福嶋教育長：続きまして、(2) 事業計画及び収支予算の報告についてを議題とします。公益財団法人豊田市文化振興財団始め5法人について、平成28年度の事業計画と収支予算について順に説明をお願いします。

なお、ご質問は、説明が全て終わった後に一括してお受けしますので、よろしくお願いします。

①公益財団法人豊田市文化振興財団：文化振興課長、説明

②公益財団法人豊田市体育協会：スポーツ課長、説明

③株式会社豊田スタジアム：スポーツ課長、説明

④公益財団法人高橋記念美術文化振興財団：美術館副館長、説明

⑤公益財団法人豊田市学校給食協会：保健給食課長、説明

福嶋教育長：5法人について、どの法人でも構いませんので、確認したいことがあればお願いします。

神崎 委員：豊田スタジアムについて、今年度の重点取組1(3)に、「ラグビーワールドカップ2019の開設に必要な施設改修の調整」ということが挙がっていますが、以前、豊田スタジアムにラグビーの視察団が来たときに、サッカーと異なりゴールラインの四隅に、よく得点を入れるために選手が飛び込むのですが、その辺りの照明が足りないのではないかということを言われたと記憶しています。必要な施設改

修の具体的な内容と予算はわかりますか。

杉山 課長：明らかになっているものは大型モニターです。大会開催にあたり、大型モニターが2基必要となりますので、あと1基増設しなければなりません。また、現在ある大型モニターもかなり老朽化が進んでおり、新たに購入するかレンタルするかは検討中です。

それから、照明に関する改修です。現在、照度が1,000ルクスを切っている場所もあります。Jリーグの基準では、全ての施設で1,500ルクス以上という規定があり、毎年、Jリーグから直してほしいという依頼文もいただいておりますが、ラグビーの基準が2,000ルクス以上であるため、2,000ルクス程度になるように照明を増強していく予定です。

スタジアムのピッチの幅につきましては、現在の基準では天然芝で幅を広くしなければなりません、全国のスタジアムも同様に狭いため、人工芝で対応できるかどうか、現在、組織委員会と調整中です。

予算につきましては、新設の大型モニターは約1億6,000万円を予定しています。照明強度の改修には約1億7,000万円を予定しています。ピッチの改修は、仮に実施する場合は、およそ1億円程度を想定しています。その他仮設等いろいろ含めてトータルで約4億7,000万円余を想定しています。

神崎 委員：豊田スタジアムがラグビーのワールドカップの候補地になったとき、「トヨタ自動車ヴェルブリッツのホームグラウンドである」ということを謳っていましたが、開催予定を見ると、Jリーグ公式戦が9試合に対して、ラグビートップリーグは1試合しかありません。ラグビー国際試合が2試合というのはとても素晴らしいことと思いますが、やはりヴェルブリッツのホームグラウンドだということにふさわしい試合回数があると思います。試合回数についてはトップリーグから指示があるのでしょうか、それともこちらが要望していないのでしょうか。

杉山 課長：昨年9月12日に、名古屋グランパスとパートナーシップ協定を結び、グランパスの試合を優先的に入れていくことになりました。今年度は9試合を予定していますが、その9試合を入れるのにも大変苦労しました。その中で、Jリーグがオフシーズンになるとときにはラグビーの試合を招致しています。

また、今のスタジアムの芝の状況から考えると、これ以上試合数を増やすことは非常に困難です。

宮川 部長：芝の状況等の問題はありますが、現在、トヨタ自動車のスポーツ部門に対して、我々からも増やしてくださいというお願いはしていますので、条件を整えばさらに1、2試合は可能であると思っています。

神崎 委員：今後に期待しています。

5 閉 会

福嶋教育長：以上で、予定していました案件についてはすべて終了いたしました。

平成28年4月豊田市教育委員会定例会を閉会します。

この会議録は、会議の内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 5月25日

豊田市教育委員会
教育長

福嶋兼光